

子ども医療費の助成に関する条例(平成8年勝山市条例第20号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	教育委員会
2. 都道府県名	福井県
3. 市区町村名	勝山市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	74-1 : 子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	子ども医療費の助成に関する条例(平成8年勝山市条例第20号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例(平成27年勝山市条例第11号)別表第4の項 子ども医療費の助成に関する条例(平成8年勝山市条例第20号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第1条	子ども医療費の助成に関する条例(平成8年勝山市条例第20号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七条第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、(児童)を養育している者に児童手当を支給することにより、(家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資すること)を目的とする。	第1条 この条例は、(子ども)に係る医療費の一部を助成することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、もって子どもの(保健の向上と福祉の増進に寄与する)ことを目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範		子ども医療費の助成に関する条例(平成8年勝山市条例第20号) 子ども医療費の助成に関する条例施行規則(令和5年教育委員会規則第18号)
--------------	--	--

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令40条 項1号	子ども医療費の助成に関する条例(平成8年勝山市条例第20号)第5条第2項
②事務の内容	児童手当法第七条第一項(同法第十七条第一項(同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。))及び同法附則第二条第四項において適用し、又は準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項の給付をいう。)の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	子ども医療費の助成に関する条例(平成8年勝山市条例第20号)第5条第2項の規定による受給資格者証の交付申請に係る事務についての審査に関する事務

特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令40条 項1号ニ	子ども医療費の助成に関する条例施行規則(令和5年教育委員会規則第18号)第3条第1項(様式第2号)
②情報提供者	内閣総理大臣	内閣総理大臣
③提供を求める特定個人情報	公的給付支給等口座登録簿関係情報	公的給付支給等口座登録簿関係情報

備考	
----	--

届出情報

届出日	2024年06月07日
独自利用事務の対象者	勝山市に住所を有する子どもで、かつ被保険者等であるもの
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2023年12月18日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	14

保護評価書の名称	子ども医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E5%8B%9D%E5%B1%B1%E5%B8%82&ev_name=%E5%AD%90%E3%81%A9%E3%82%82%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%BB&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=5&opn_date_from_month=10&opn_date_from_day=12&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=6&opn_date_to_month=1&opn_date_to_day=12&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2
委任関係	